

第94号議案

滋賀県同和教育推進本部設置規程の一部改正について

滋賀県同和教育推進本部設置規程（昭和54年滋賀県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県同和教育推進本部設置規程の一部改正

別表中 「保健体育課長  
文化財保護課長」 を「保健体育課長」に改める。

付 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県同和教育推進本部設置規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略                      別表(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育次長                          教育総務課長                          教職員課長                          高校教育課長                          幼小中教育課長                          特別支援教育課長                          人権教育課長                          生涯学習課長                          保健体育課長                          文化財保護課長                          主席参事                          総合教育センター所長                          びわ湖フローティングスクール所長                          図書館長</p> </div>	<p>第1条～第6条 省略                      別表(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育次長                          教育総務課長                          教職員課長                          高校教育課長                          幼小中教育課長                          特別支援教育課長                          人権教育課長                          生涯学習課長                          保健体育課長                            主席参事                          総合教育センター所長                          びわ湖フローティングスクール所長                          図書館長</p> </div>